

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」映像制作事業

2 業務の目的

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」を保全・継承していくためには、圏域内外のたくさんの方から注目され、「将来にわたり残すべきものである」と支持していただく必要がある。

このため、当地域の価値や重要性を現代の文脈で捉え直し、新たな視点で唯一無二の魅力を存分に伝える映像を制作し、全国に発信することで、東京一極集中を打破し、地域に人と誇りを取り戻す。

3 業務内容

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」が育む地域資源を「新たな視点」で捉え直し、魅力的な映像制作を行う。

ア 動画制作の企画・構成・演出・撮影・編集を含む制作全般を行うこと

イ 個性や独自性、斬新性のある内容とすること

ウ 世界農業遺産のプロモーション方向性に合致する内容であること

エ 動画を通じた訴求ターゲットと活用方法を提示すること

オ 制作本数は1本以上で、1本の尺は3分程度を目安とすること

カ 撮影素材は、にし阿波エリアで偏りが無いよう配慮すること

キ 制作に当たっては、映像素材を最大限に効果的かつ魅力的に見せる工夫をするとともに、BGMや効果音に加え、訴求力のあるものにする

ク 撮影に使う素材や編集などの詳細については、提案を基本としつつも、委託者の意向を踏まえ、協議調整した上で決定すること

ケ 4K解像度で制作された映像とすること

コ 日本語の動画であること

4 委託期間

契約締結の日から令和2年1月31日まで

5 成果物

(1) 映像データを格納した記録媒体

数量：2組（XAVCデータ）、2組（MP4データ）

2組（フルHDにダウンコンバートしたもの）

(2) 事業実施報告書 2点

6 委託料

(1) 上限 2, 200 千円 (消費税及び地方消費税相当額含む。)

(2) 対象となる経費

人件費 (給与・賃金等)、報償費 (謝礼等)、旅費 (旅費・費用弁償費)、需用費 (消耗品費・印刷費・燃料費等)、役務費 (通信費・運搬費等)、使用料及び賃借料 (会場使用料・自動車借料等)、委託料 (他の団体等へ委託する場合は、事前に協議すること)

7 特記事項

(1) 業務に当たっては、徳島剣山世界農業遺産推進協議会と十分協議しながら事業を進めることとする

(2) 受託者は、本委託業務内容に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする

(3) 委託契約の履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島剣山世界農業遺産推進協議会に帰属する。

(4) 受託者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
また、成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

(5) 取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を遵守し、適正に管理し取り扱うこと。

8 書類提出先及び問い合わせ先

徳島剣山世界農業遺産推進協議会 事務局

(つるぎ町役場 商工観光課内)

〒779-4195

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3

TEL : 0883-62-3111

FAX : 0883-62-4944